

かごしまの木材を積極的に
活用して森林を守り育てる！！

県産材利用の取組を募集します！

「令和6年度木とふれあう環境づくり推進事業」
～みんなの森づくり県民税関係事業～



R6年度募集内容

募集期間

令和6年4月8日（月）～6月28日（金）

募集内容



三角キッズハウス・丸太のぼり
(教育資材等の整備)

募集①

木育環境の整備

○机・椅子や教育資材等の整備
未就学児や小学生等が使用する県産材を積極的に活用した「机・椅子」や「教育資材」などの整備の取組



マル川建設(株)

複合施設「棕」
(施設の木造化)

募集②

木造施設等の整備

○施設の整備・製品の設置
県産材を積極的に活用したデザイン性・機能性等に優れた「施設の木造化」, 「内装木質化」及び「木製品の設置」の取組



鹿児島大学大学院理工学研究科

木造サウナ小屋「FiKaSauna」
(学生デザイン活用枠)

募集③

木製品の開発及び普及

○木製品の開発及び普及
県産材の需要拡大につながる新たな「木製品の開発及び普及」の取組（「一般枠」及び「学生デザイン活用枠」）

鹿児島県では、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、「鹿児島県みんなの森づくり県民税」を活用して、『木とふれあう環境づくり推進事業』を実施します。

本事業では、県産材の積極的な活用により、子どもたちが木に触れて親しむ「木育環境の整備」や、多くの人が木の良さを実感できる「木造施設等の整備」、県産材の利用拡大が期待できる「木製品の開発及び普及」に関する取組を県民の皆様から広く募集し、助成を行うこととしています。

◆このほか、県では木育に取り組みたい幼稚園・団体等に木育インストラクターの派遣及びかごしま木育教材（かごもく）の貸出を行っています。（詳しくはP3へ）



木とふれあう環境づくり推進事業募集概要

募集① 木育環境の整備 【P4~10】

未就学児や小学生等が使用する県産材を積極的に活用した机・椅子や教育資材等の整備に関する取組に対して助成します。



ナーサリースクールえがおのてんとうむし



建昌こぎく保育園



genzaburo no niwa



机・椅子(子ども用)の整備

教育資材等の整備(左:キッチンセット, 中:リス道, 右:三角ハウス)

募集② 木造施設等の整備 【P11~25】

県産材を積極的に活用したデザイン性・機能性等に優れた施設の木造化、内装木質化及び木製品の設置に関する取組に対して助成します。



マル川建設(株)



日本瓦斯(株)



歌野幼稚園



万世田聖母幼稚園

施設の木造化(左:複合施設, 右:事務所兼ショールーム)

木製品の設置(木製遊具)

募集③ 木製品の開発及び普及 【P26~32】

県産材の需要拡大につながる新たな木製品の開発及び普及に関する取組に対して助成します。(「一般枠」及び「学生デザイン活用枠」)



(株)IFOO



(有)興達具製作所



鹿児島大学大学院工学研究科



鹿児島工業高校

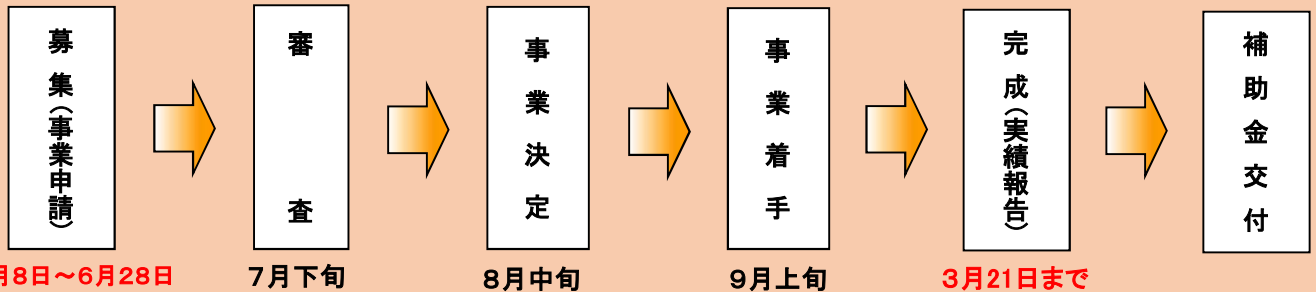
一般枠(左:木製ベンチ, 右:3D型の木製ジグソーパネル)

学生デザイン活用枠(左:木造サウナ小屋, 右:コワーキングbox)

補助率及び事業の流れ

	補助率	補助金上限額	補助金下限額
募集① 木育環境の整備			
	1/2以内	500万円	20万円
募集② 木造施設等の整備			
(施設の木造化・内装木質化)	1/2以内	500万円	20万円
(このうち、新たな建築資材を用いた場合)		1,000万円	20万円
(木製品の設置)		500万円	20万円
募集③ 木製品の開発及び普及			
(一般 枠)	1/2以内	200万円	—
(学生デザイン活用 枠)	10/10以内	100万円	—

※市町村は助成の対象外とします。



地域の木材を使って豊かな森林づくり

- ◆近年、二酸化炭素等温室効果ガスによる地球温暖化の問題が注目されています。森林は二酸化炭素を吸収するとともに、木材は炭素を長期間固定するので、森林資源の循環利用が温暖化防止に大きな役割を果たします。
- ◆再生可能な森林から生み出される木材を使った製品を繰り返し長く使うことが、炭素を長期間固定することとなり、環境を重視した循環型社会の実現に役立ちます。

使う



きる



木育はじめてみませんか！！

- ・かごしまの木材を利用したものづくりなどを通じて、木の良さや利用の意義などを学ぶ「木育」を希望する場合は、下記からお申し込みください。（随時）
- ・木育インストラクターによる木育を受講できます。
- ・木育インストラクターによる木育を実施した保育所や幼稚園等に対しては、「かごしま木育教材（かごもく）」の貸出も行っています。

木育活動状況

「木育」で検索



木材・森林に関するお話



イベントにおけるワークショップ



「かごもく」の貸出

「かごもく」で検索



①木に触れる



●きこりのトントン積み木



●タンプリンゲートイ



●多面体の積み木

②木を使って作る



●かごもく積み木



●木の車製作キット



●木のお家セット

③木のことを学ぶ



●森の積み木パズル



●木玉トンネル



●かごネット

紙芝居



【タイトル】
おおきなあれ、みんなのもり

【内容】
森の中での体験をとおして、森林のはたらきや木の良さを知り、未来のために森を育てる大切さを学ぶ

木育インストラクター登録者

「木育インストラクター」
で検索



地域	鹿児島	南薩	北薩	始良・伊佐	大隅	熊毛	大島	計
人数	31	8	7	12	7	6	3	74

(令和6年4月現在)

※「木育」や「かごもく」の貸出方法など詳細については、(一社)鹿児島県林材協会連合会(099-267-5681)にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

「木育環境の整備」募集要領

事業の趣旨

県産材を積極的に活用し、子どもたちが木に触れて親しむ木育環境の整備に関する取組を県民から公募し、決定された者に対して支援することにより、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることとしています。

1 募集対象

募集の対象は、次の要件のすべてを満たすことが必要となります。

(1) 対象となる取組

未就学児や小学生等が使用する県産材を積極的に活用した机・椅子や教育資材等の整備に関する取組とします。

(2) 整備する机・椅子や教育資材等の要件

整備する机・椅子や教育資材等は、次の要件のすべてを満たすことが必要となります。

- ① 木を見て触れることのできる机・椅子や教育資材等であること。
- ② 使用する木材は、県産のスギ・ヒノキ・リュウキュウマツ等を材積全体の概ね8割以上使用すること、又は、使用されている机・椅子や教育資材等であること。
- ③ 未就学児や小学生等が使用することから、安全性に十分に配慮したものであること。
- ④ 整備する机・椅子や教育資材等は、「みんなの森づくり県民税」を活用して製作されたものであることを表示すること。
なお、表示にあたっては可能な限り木製資材で表示すること。
- ⑤ 特許権等の知的財産権を侵害していないこと。

(3) その他

当年度の事業実施期間内に整備が完了し、かつ、木育インストラクターとして登録されている、又は当年度中に登録される見込みのある職員等が、上記2の(1)、(2)を活用し、継続的に木育を行うことが確実であると認められるものとしします。

ただし、次のいずれかに該当するものは応募することはできません。

- ① 国及び県から補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの並びに原則として当該事業の助成を当該事業期間内に受けたもの
- ② 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの
- ③ その他「みんなの森づくり県民税関係事業」としてふさわしくないと認められるもの

2 申請者の応募要件

県内の学校法人・社会福祉法人・医療法人・木育に取り組む団体・法人等とします。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募することができません。

- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- ② 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりとします。

費 目	内 容	備 考
賃 金	設計・製作に必要な労務費	木育環境の整備に要する最小限の額
備 品 購 入 費	製品の購入に要する経費	//
需 用 費	消耗品費, 印刷製本費等	//
役 務 費	広告費, 通信運搬費等	//
委 託 料	製作等の委託に要する経費	//
使 用 料 及 び 賃 借 料	会場借上料, 機械器具の借上料等	//
原 材 料 費	原材料, 資材等の購入費	//
そ の 他	別途協議	//

4 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和7年3月21日までとします。

5 補助金額

補助金の額は、木育環境の整備に関する取組に要する経費の1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨てます。

ただし、補助金額の上限額は500万円、補助金の下限額は20万円とします。

なお、児童用の机・椅子1セット当たりの上限額は1.3万円とします。

6 応募期間と応募方法等

(1) 応募期間

令和6年4月8日(月曜日)～6月28日(金曜日)

(2) 応募方法

応募書類を応募先まで郵送又は直接提出してください。

(3) 応募書類

次の①～⑤の応募書類のすべてをA4版で提出してください。

また、応募後、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

- ① 応募申請書(様式1, 様式2, 様式3, 様式4)
- ② 事業を実施する施設等のパンフレットや写真
- ③ 位置図(事業実施箇所を記入したもの)
- ④ 設計図(立面図, 平面図)
- ⑤ 積算内訳書若しくは見積書

(4) 応募先

事業実施箇所の所在する県地域振興局, 支庁, 熊毛支庁屋久島事務所に提出してください。

7 補助金額の決定及び通知

(1) 補助金額の決定

外部専門家等で構成される事業選定委員会において、補助金額を決定します。

(2) 決定結果の通知

決定結果は、応募したすべての申請者に通知します。

(3) 採択の取消し

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合、また、申請書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがあります。

8 その他

補助金の交付等に係る細部事項は、知事が別に定めます。

また、事業完了後に整備した製品等の写真を県のホームページやパンフレット等使用することに同意するものとします。

様式 1

木とふれあう環境づくり推進事業応募申請書
(木育の推進 (木育環境の整備))

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者
団体・企業名等

代表者名

みんなの森づくり県民税関係事業「木とふれあう環境づくり推進事業」(木育の推進 (木育環境の整備)) に応募したいので、次の書類を添えて提出します。

(提出書類)

①木とふれあう環境づくり推進事業応募申請書

〔	事業計画書	様式 2
	経費内訳書	様式 3
	団体・企業の概要	様式 4

②事業を実施する施設等のパンフレットや写真

③位置図 (事業実施箇所を記入したもの)

④設計図 (立面図, 平面図)

⑤積算内訳書若しくは見積書

書類はすべてA4サイズで提出してください。

様式 2

事業計画書

1 木育環境を整備する目的

2 事業実施箇所 (位置図や周辺状況の写真を添付)

3 木育環境を整備する内容

①名称及び数量 (机・椅子, 教育資材等)

②特徴 (県産材利用, 安全性, 普及効果など)

③県産材の樹種・使用量 (机・椅子や教育資材等の場合)

樹 種	使 用 量
	m ³

※使用量は木材体積量を記載してください。(製品等が複数ある場合は総使用量を記載してください。)

4 木育活動の取組計画

年 月 日	対 象 者	参加者数	取 組 内 容

5 事業の実施期間 (予定)

着 工： 年 月 日

完 成： 年 月 日

書ききれない場合は, 別途用紙を追加してください。

様式 3

経 費 内 訳 書

<収入の部>

区 分	金 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		

※その他がある場合は、備考欄に交付団体及び事業名等を記載してください。

<支出の部>

品 目	数 量	単 価	金 額	備 考
計				

※木育環境の整備に要する経費を記載してください。(製品が複数ある場合は、行を分けて記載してください。)

様式 4

団 体 ・ 企 業 の 概 要

団 体 名 企 業 名		
代 表 者 氏 名		
所 在 地	〒 ー	
連 絡 先	TEL	FAX
担 当 者 名		
設 立 年 月 日		
【団体】構成員数 【企業】社員数		
【団体】設立目的 【企業】業務内容		
木育環境の整備 に係る実績		
そ の 他 事 項		
課税事業者確認欄	課税事業者 ・ 免税事業者	
添 付 書 類	【団体】 会則, 会員名簿, 木育環境の整備に係る実績 (新聞切り抜き, パンフレット等) 【企業】 企業パンフレット, 木育環境の整備に係る実績 (新聞切り抜き, パンフレット等)	

※連絡先の TEL 欄は, 必ず担当者との連絡のとれる電話番号を記載してください。

※課税事業者確認欄は, 該当する項目を丸で囲んでください。

「木造施設等の整備(施設の整備)」募集要領

事業の趣旨

県産材を積極的に活用し、多くの人たちが木の良さを実感できる木造施設等の整備(施設の整備)に関する取組を県民から公募し、選定されたものに対して支援することにより、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることとしています。

1 募集対象

募集の対象は、次の要件のすべてを満たすことが必要となります。

(1) 対象となる施設

デザイン性・機能性等に優れ、県産材を積極的に活用した施設の木造化や内装木質化に関するもののうち、広く一般に供するもの、若しくは構成員が共同で利用するものとしします。

(2) 整備する施設の要件

整備する施設は、次の要件のすべてを満たすことが必要となります。

ただし、土木用資材として利用されるものは、対象となりません。

① デザイン性・機能性等に優れ、県産材を積極的に活用した施設の木造化や内装木質化に関するもののうち、県民が木の良さを実感でき、広く利用されるものであること。

② 整備する施設は、「みんなの森づくり県民税」を活用して製作されたものであることを表示すること。

なお、表示にあたっては可能な限り木製資材で表示すること。

(3) その他

当年度の事業実施期間内に完成することが確実であると認められるものとしします。

ただし、既に事業着手しているもの及び完成しているものは対象となりませんので、ご注意ください。

また、次のいずれかに該当するものは応募することはできません。

① 国及び県から補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの

② 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの

③ その他「みんなの森づくり県民税関係事業」としてふさわしくないと認められるもの

2 申請者の応募要件

県内の学校法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・医療法人、自治会、NPO法人等公益性が高いと認められる法人、森林組合等協同組合、その他県産材の利用に取り組む団体・法人(民間企業)としします。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募することができません。

① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等

② 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりとします。

費 目	内 容	備 考
賃 金	設計等に必要な労務費	木造施設等の整備に要する最小限の額
需 用 費	消耗品費, 印刷製本費等	//
委 託 料	整備等の委託に要する経費	//
使用料及び賃借料	会場借上料等(土地借上料は除く), 機械器具の借上料等	//
工事請負費	整備に係る工事請負費 (電気・上下水道工事費等に係る経費は除く)	//
原材料費	原材料, 資材等の購入費	//
そ の 他	別途協議	//

4 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和7年3月21日までとします。

5 補助金額

補助金の額は、次のとおりとなります。

(1) 施設の木造化

補助対象経費の1/2以内又は床面積に1平方メートル当たり10万円を乗じた額のいずれか低い額とし、千円未満の端数は切り捨てます。

ただし、補助金の上限額は500万円、補助金の下限額は20万円とします。

なお、次のいずれかに該当する場合は補助金の上限額を1,000万円とします。

① 新たな建築資材を利用した場合

構造耐力上主要な部分(床, 壁, 屋根等)におけるCLTの使用量がいずれかの部位の木材使用量の5割以上であること。

② その他知事が認めるもの

(2) 内装木質化

補助対象経費の1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨てます。

ただし、補助金の上限額は500万円、補助金の下限額は20万円とします。

6 応募期間と応募方法等

(1) 応募期間

令和6年4月8日(月曜日)～6月28日(金曜日)

(2) 応募方法

応募書類を応募先まで郵送又は直接提出してください。

(3) 応募書類

次の①～⑦の応募書類のすべてをA4版で提出してください。

ただし、④設計図に限りA3版も可とします。

なお、応募後、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

- ① 応募申請書(様式1, 様式2, 様式3, 様式4)
- ② 位置図(事業実施箇所を記入したもの)
- ③ 事業実施箇所周辺の写真
- ④ 設計図(正面図, 側面図, 平面図:各階, 内観イメージ図:各階)
※上記図面のいずれかに、屋根・外壁・内装の仕上げを明記すること。
- ⑤ 完成イメージ図(カラー印刷)
- ⑥ 積算内訳書若しくは見積書
- ⑦ 木材使用量内訳書
※新たな建築資材を利用する場合は、構造耐力上主要な部分(床, 壁, 屋根等)におけるCLTの使用量がいずれかの部位の木材使用量の5割以上であることが分かる内訳書を添付すること。

(4) 応募先

事業実施箇所の所在する県地域振興局, 支庁, 熊毛支庁屋久島事務所に提出してください。

7 補助対象事業の選定及び通知

(1) 事業の選定

外部専門家等で構成される事業選定委員会において、応募申請書に基づき審査し、補助対象事業を選定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、応募したすべての申請者に通知します。

なお、事業効果を発揮させるために、選定した事業計画に修正又は条件を付すことがあります。

(3) 採択の取消し

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合、また、申請書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがあります。

8 その他

補助金の交付等に係る細部事項は、知事が別に定めます。

また、事業完了後の施設等の写真を県のホームページやパンフレット等使用することに同意するものとします。

様式 1

木とふれあう環境づくり推進事業応募申請書
(木造施設等の整備 (施設の整備))

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者
団体・企業名等

代表者名

みんなの森づくり県民税関係事業「木とふれあう環境づくり推進事業」(木造施設等の整備 (施設の整備)) に応募したいので、次の書類を添えて提出します。

(提出書類)

①木とふれあう環境づくり推進事業応募申請書

[事業計画書	様式 2
	経費内訳書	様式 3
	団体・企業の概要	様式 4

②位置図 (事業実施箇所を記入したもの)

③事業実施箇所周辺の写真

④設計図 (正面図, 側面図, 平面図: 各階, 内観イメージ図: 各階)
※設計図のいずれかに, 屋根・外壁・内装の仕上げを明記すること。

⑤完成イメージ図 (カラー印刷)

⑥積算内訳書若しくは見積書

⑦木材使用量内訳書

※新たな建築資材を利用する場合は, 構造耐力上主要な部分 (床, 壁, 屋根等) における C L T の使用量がいずれかの部位の木材使用量の 5 割以上であることが分かる内訳書を添付すること。

書類は基本的に A 4 サイズで提出してください。④設計図のみ A 3 サイズも可とします。

様式 2

事業計画書

1 整備の目的

--	--

2 事業実施箇所（位置図及び周辺状況の写真を添付）

--	--

3 整備の内容（構造、大きさ、デザイン等が分かる設計図及び完成イメージ図を添付）

施設の名称	構造・規格 形状寸法	数量	(樹種) 木材使用量	木材の調 達予定先	管 理 主 体	管理運 営方法
	m× m× m m ²	(棟)	() m ³			

※施設の場合は、「構造・規格・形状寸法」欄に述べ床面積を記載してください。

※木材使用量は、完成施設等における木材体積量を記載してください。

4 CLTの使用量

単位: m³, %

	木材使用量	うちCLT使用量	CLTの割合	調達予定先
床				
壁				
屋根等				
計				

※新たな建築資材を使用する場合は、構造耐力上主要な部分（床、壁、屋根等）ごとにおける使用量、割合等を記載してください。

5 整備する施設の特徴

--	--

※整備する施設のデザイン性、機能性等に木の良さを活かすために工夫した点を記載してください。

6 整備の取組等の概要

※県産材を利用するに当たっての取組方針や取組内容等を記載してください。

7 事業の実施期間（予定）

着 工： 年 月 日

完 成： 年 月 日

書ききれない場合は、別途用紙を追加してください。

様式 4

団 体 ・ 企 業 の 概 要

団 体 名 企 業 名		
代 表 者 氏 名		
所 在 地	〒 —	
連 絡 先	TEL	FAX
担 当 者 名		
設 立 年 月 日		
【団体】構成員数 【企業】社員数		
【団体】設立目的 【企業】業務内容		
木造施設等の整備 に 係 る 実 績		
そ の 他 事 項		
課税事業者確認欄	課税事業者 ・ 免税事業者	
添 付 書 類	【団体】会則，会員名簿，木造施設等の整備に係る実績（新聞切り抜き，パンフレット等） 【企業】企業パンフレット，木造施設等の整備に係る実績（新聞切り抜き，パンフレット等）	

※連絡先の TEL 欄は，必ず担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。

※課税事業者確認欄は，該当する項目を丸で囲んでください。

「木造施設等の整備（製品の設置）」募集要領

事業の趣旨

県産材を積極的に活用し、多くの人たちが木の良さを実感できる木造施設等の整備（製品の設置）に関する取組を県民から公募し、選定されたものに対して支援することにより、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることとしています。

1 募集対象

募集の対象は、次の要件のすべてを満たすことが必要となります。

(1) 対象となる取組

県産材を積極的に活用し、デザイン性・機能性等に優れた木製品の設置に関する取組とします。

(2) 設置する木製品の要件

設置する木製品は、次の要件のすべてを満たすことが必要となります。

- ① 使用する木材は、県産のスギ・ヒノキ・リュウキュウマツ等を材積全体の概ね8割以上使用すること、又は、使用されている木製品であること。
- ② デザイン性・機能性等に優れ、県産材の需要拡大等の波及効果が期待できること。
- ③ 不特定多数の人が利用することから、安全性に十分に配慮したものであること。
- ④ 設置する木製品は、「みんなの森づくり県民税」を活用して製作されたものであることを表示すること。

なお、表示にあたっては可能な限り木製資材で表示すること。

(3) 事業を実施する施設等

不特定多数の者が目にする展示波及効果の高い施設等であり、次のいずれかに該当する施設等とします。

- ① 申請者が所有又は管理する施設等
- ② 県が指定する施設等

(4) その他

当年度の事業実施期間内に設置が完了することが確実であると認められるものとします。

ただし、次のいずれかに該当するものは応募することができません。

- ① 国及び県から補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- ② 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの
- ③ その他「みんなの森づくり県民税関係事業」としてふさわしくないと認められるもの

2 申請者の応募要件

県内の学校法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・医療法人、自治会、

NPO 法人等公益性が高いと認められる法人，森林組合等協同組合，その他県産材の利用に取り組む団体・法人（民間企業）とします。

ただし，次のいずれかに該当する方は，応募することができません。

- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- ② 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等

3 補助対象経費

補助対象となる経費は，次のとおりとします。

費 目	内 容	備 考
賃 金	設計・製作に必要な労務費	木製品の設置に要する最小限の額
備 品 購 入 費	製品の購入に要する経費	//
需 用 費	消耗品費，印刷製本費等	//
役 務 費	広告費，通信運搬費等	//
委 託 料	製作等の委託に要する経費	//
使 用 料 及 び 賃 借 料	会場借上料， 機械器具の借上料等	//
原 材 料 費	原材料，資材等の購入費	//
そ の 他	別途協議	//

4 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和7年3月21日までとします。

5 補助金額

補助金の額は，木製品の設置に関する取組に要する経費の1/2以内とし，千円未満の端数は切り捨てます。

ただし，補助金の上限額は500万円，補助金の下限額は20万円とします。

6 応募期間と応募方法等

(1) 応募期間

令和6年4月8日（月曜日）～6月28日（金曜日）

(2) 応募方法

応募書類を応募先まで郵送又は直接提出してください。

(3) 応募書類

次の①～⑥の応募書類のすべてをA4版で提出してください。

また，応募後，必要に応じて追加資料を求める場合があります。

- ① 応募申請書（様式1，様式2，様式3，様式4）
- ② 事業を実施する施設等のパンフレットや写真
- ③ 位置図（製品の設置箇所を記入したもの）
- ④ 設計図（立面図，平面図）
- ⑤ 完成イメージ図（カラー印刷）
- ⑥ 積算内訳書若しくは見積書

(4) 応募先

事業実施箇所の所在する県地域振興局、支庁、熊毛支庁屋久島事務所(以下「県地域振興局等」という。)に提出してください。

なお、製品の設置箇所が複数あり、所在地が複数の県地域振興局等にまたがる場合は、申請者の事務所の所在する県地域振興局等に提出してください。

7 補助対象事業の選定及び通知

(1) 事業の選定

外部専門家等で構成される事業選定委員会において、応募申請書に基づき審査し、補助対象事業を選定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、応募したすべての申請者に通知します。

なお、事業効果を発揮させるために、選定した事業計画に修正又は条件を付すことがあります。

(3) 採択の取消し

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合、また、申請書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがあります。

8 その他

補助金の交付等に係る細部事項は、知事が別に定めます。

また、事業完了後の木製品等の写真を県のホームページやパンフレット等使用することに同意するものとします。

様式 1

木とふれあう環境づくり推進事業応募申請書
(木造施設等の整備 (製品の設置))

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者
団体・企業名等

代表者名

みんなの森づくり県民税関係事業「木とふれあう環境づくり推進事業」(木造施設等の整備 (製品の設置)) に応募したいので、次の書類を添えて提出します。

(提出書類)

①木とふれあう環境づくり推進事業応募申請書

〔 事業計画書 様式 2
経費内訳書 様式 3
団体・企業の概要 様式 4 ※申請者と製作者等が異なる場合は各々記載

②事業を実施する施設等のパンフレットや写真

③位置図 (製品の設置箇所を記入したもの)

④設計図 (立面図, 平面図)

⑤完成イメージ図 (カラー印刷)

⑥積算内訳書若しくは見積書

書類はすべてA4サイズで提出してください。

様式 2

事業計画書

- 1 木製品を設置する目的及び波及効果

- 2 事業を実施する施設等 (施設等のパンフレットや写真を添付)

- 3 木製品の種類

- 4 木製品の内容

①名称及び数量

②特徴 (デザイン, 機能性, 県産材利用, 耐久性, 波及効果など)

③県産材の樹種・使用量

樹 種	使 用 量
	m ³

※使用量は, 完成製品における木材体積量を記載してください。

(製品が複数ある場合は総使用量を記載してください。)

④木材の加工方法 (乾燥方法, 防蟻・防腐, 塗装内容など)

⑤その他特記事項

様式 3

経 費 内 訳 書

<収入の部>

区 分	金 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		

※その他がある場合は、備考欄に交付団体及び事業名等を記載してください。

<支出の部>

品 目	数 量	単 価	金 額	備 考
計				

※製作等に要する経費を記載してください。(木製品が複数ある場合は、行を分けて記載してください。)

様式 4

団 体 ・ 企 業 の 概 要

団 体 名 企 業 名		
代 表 者 氏 名		
所 在 地	〒 ー	
連 絡 先	TEL	FAX
担 当 者 名		
設 立 年 月 日		
【団体】構成員数 【企業】社員数		
【団体】設立目的 【企業】業務内容		
木製品の設置や 製作等に係る実績		
そ の 他 事 項		
課税事業者確認欄	課税事業者 ・ 免税事業者	
添 付 書 類	【団体】 会則, 会員名簿, 木造施設等の整備に係る実績 (新聞切り抜き, パンフレット等) 【企業】 企業パンフレット, 木造施設等の整備に係る実績 (新聞切り抜き, パンフレット等)	

※連絡先の TEL 欄は, 必ず担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。

※課税事業者確認欄は, 該当する項目を丸で囲んでください。

※申請者と製作者等が異なる場合は, 各々記載してください。

「木製品の開発及び普及」募集要領

事業の趣旨

県産材を積極的に活用し、県産材の利用が広がる木製品の開発及び普及に関する取組を県民から公募し、選定された者に対して支援することにより、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることとしています。

1 募集対象

募集の対象は、次の要件のすべてを満たすことが必要となります。

(1) 対象となる取組

県産材の需要拡大につながる製品等の商品化に向けた開発及び普及に関する取組とします。

(2) 開発する木製品の要件

開発する木製品は（一般枠、学生デザイン活用枠）は、次の要件のすべてを満たすことが必要となります。

- ① 製造技術等に新規性・機能性等の特徴があり、かつ需要が見込まれるものであること。
- ② 開発する木製品は、「みんなの森づくり県民税」を活用して製作されたものであることを表示すること。
なお、表示にあたっては可能な限り木製資材で表示すること。
- ③ 特許権等の知的財産権を侵害していないこと。

(3) その他

当年度の事業実施期間内に木製品の開発及び普及が完了することが確実にあると認められるものとします。

ただし、木製品の開発又は普及、どちらかのみを取組は対象となりません。また、次のいずれかに該当するものは応募することはできません。

- ① 国及び県から補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- ② 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの
- ③ その他「みんなの森づくり県民税関係事業」としてふさわしくないと認められるもの

2 申請者の応募要件

(1) 一般枠

県内の森林組合等協同組合、林業者・木材関連業者等で組織する団体、その他県産材の利用に取り組む団体・法人（民間企業）とします。

(2) 学生デザイン活用枠

県内の建築系またはインテリア系の学科を有する学校とします。

なお、応募にあたり、木製品の試作・試験など学校単独で対応が困難な場合、関係業者や関係機関等の協力を求めることができるものとします。

(3) その他

次のいずれかに該当する者は応募，又は学校の応募に協力できないものとします。

- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- ② 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等

3 補助対象経費

補助対象となる経費は，次のとおりとします。

費 目	内 容	備 考
賃 金	木製品の開発及び普及に必要な労務費	木製品の開発及び普及に要する最小限の額
報 償 費	アドバイザー等に対する謝金	//
旅 費	// 旅費	//
需 用 費	消耗品費，印刷製本費（光熱水費，修繕費）	//
役 務 費	広告費，通信運搬費等	//
委 託 料	委託に要する経費	//
使用料及び賃借料	会場借上料等（土地借上料は除く），機械器具の借上料等	//
工事請負費	開発に係る工事請負費	//
原 材 料 費	原材料，資材等の購入費	//
備品購入費	事業執行上必要で，かつ，汎用性のないもの	//
そ の 他	別途協議	//

4 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和7年3月21日までとします。

5 補助金額

補助金の額は，次のとおりとします。

(1) 一般枠

補助金の額は，木製品の開発及び普及に関する取組に要する経費の $\frac{1}{2}$ 以内とし，千円未満の端数は切り捨てます。

ただし，補助金の上限額は 200 万円とします。

(2) 学生デザイン活用枠

補助金の額は，木製品の開発及び普及に関する取組に要する経費の $\frac{10}{10}$ 以内とし，千円未満の端数は切り捨てます。

ただし，補助金の上限額は 100 万円とします。

6 応募期間と応募方法等**(1) 応募期間**

令和6年4月8日（月曜日）～6月28日（金曜日）

(2) 応募方法

(木製品の開発及び普及)

応募書類を応募先まで郵送又は直接提出してください。

(3) 応募書類

次の①～⑤の応募書類のすべてをA4版で提出してください。

なお、応募後、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

- ① 応募申請書（様式1，様式2，様式3，様式4）
- ② 位置図（製品開発の実施予定箇所，実証試験箇所等を記入したもの）
- ③ 設計図（立面図，平面図）又は完成イメージ図（カラー印刷）
- ④ 開発フロー図（設計，試作，実証試験，製品普及等事業の主要過程や各過程の実施予定時期等を記載したもの）
- ⑤ 見積書（機械，装置等備品を購入する場合は見積書を添付すること）

(4) 応募先

申請者の所在地を管轄する県地域振興局，支庁，熊毛支庁屋久島事務所に提出してください。

7 補助対象事業の選定及び通知

(1) 事業の選定

外部専門家等で構成される事業選定委員会において，応募申請書に基づき審査し，補助対象事業を選定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果は，応募したすべての申請者に通知します。

なお，事業効果を発揮させるために，選定した事業計画に修正又は条件を付すことがあります。

(3) 採択の取消し

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合，また，申請書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがあります。

8 知的所有権の帰属

開発の成果として，知的所有権を得た場合の所有権は，原則として申請者に帰属します。

9 その他

補助金の交付等に係る細部事項は，知事が別に定めます。

また，事業完了後の木製品等の写真を県のホームページやパンフレット等使用することにより同意するものとします。

様式 1

木とふれあう環境づくり推進事業応募申請書
(木製品の開発及び普及)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者
団体・企業・学校名等

代表者名

みんなの森づくり県民税関係事業「木とふれあう環境づくり推進事業」(木製品の開発及び普及)に応募したいので、次の書類を添えて提出します。

(提出書類)

①木とふれあう環境づくり推進事業応募申請書

〔	事業計画書	様式 2
	経費内訳書	様式 3
	団体・企業の概要	様式 4

②位置図 (製品開発の実施予定箇所, 実証試験予定箇所等を記入したもの)

③設計図 (立面図, 平面図) 又は完成イメージ図 (カラー印刷)

④開発フロー図 (設計, 試作, 実証試験, 製品普及等事業の主要過程や各過程の実施予定時期等を記載したもの)

⑤見積書 (機械, 装置等備品を購入する場合は見積書を添付すること)

書類はすべてA4サイズで提出してください。

様式 2

事業計画書

1 開発の目的

--

2 開発する木製品の概要 (設計図又は完成イメージ図を添付)

開発する製品の名称	製品の規格又は規模	開発後の製品等の販売価格	備考

※開発する製品の大きさ・デザイン等が分かる図面を添付してください。

3 開発する木製品の特徴

--

※開発する製品のどこに新規性・特徴があるのか、具体的に記載してください。

4 開発する木製品の性能

--

※機能性・安全性・耐久性等の見地から記載してください。

5 開発の手法 (主要過程のフロー図を添付)

--

※設計、試作、試験等の実施方法について記載してください。

※「学生デザイン活用枠」について、協力を求める関係業者等がある場合、関係業者等名を含めて記載してください。

6 県産材の利用方針及び木製品の普及方法

製造における 県産材の利用方針	
普及・PRの方法	

7 事業の実施期間 (予定)

着工： 年 月 日
完成： 年 月 日

書ききれない場合は、別途用紙を追加してください。

様式3

経費内訳書

<収入の部>

区 分	金 額	備 考
県 補 助 金		
自 己 資 金		
そ の 他		
計		

※その他がある場合は、備考欄に交付団体及び事業名等を記載してください。

<支出の部>

品 目	数 量	単 価	金 額	備 考
計				

※機械、装置等備品（汎用性のあるものを除く）を購入する場合は、見積書を添付してください。

様式4

団 体 ・ 企 業 ・ 学 校 の 概 要

団 体 名 企 業 名 学校名(学科名)		
代 表 者 氏 名		
所 在 地	〒 —	
連 絡 先	TEL	FAX
担 当 者 名		
設 立 年 月 日		
【団体】構成員数 【企業】社員数 【学校】生徒数		
【団体】設立目的 【企業】業務内容 【学校】専攻内容		
木製品の開発等 に係る実績		
そ の 他 事 項		
課税事業者確認欄	課税事業者 ・ 免税事業者	
添 付 書 類	【団体】会則，会員名簿，木製品の開発等に係る実績（新聞切り抜き，パンフレット等） 【企業】企業パンフレット，木製品の開発等に係る実績（新聞切り抜き，パンフレット等） 【学校】学校パンフレット，木製品の開発等に係る実績（新聞切り抜き，パンフレット等）	

※連絡先の TEL 欄は，必ず担当者と連絡のとれる電話番号を記載してください。

※課税事業者確認欄は，該当する項目を丸で囲んでください。

参考：事業の導入事例

木育環境の整備



机・椅子(子ども用)

キッチンセット・積み木

丸太のぼり, リス道, 三角ハウス

木造施設等の整備(施設の整備, 製品の設置)

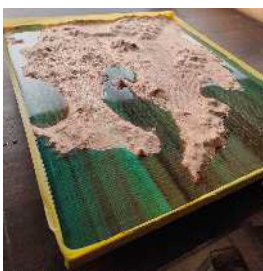
施設の整備(施設の木造化, 内装木質化)



製品の設置(木製遊具等)



木製品の開発及び普及(一般枠, 学生デザイン活用枠)



木製ベンチ, 3D型の木製ジグソーパネル (一般枠)

個別ワークに対応した机・椅子, 木造サウナ小屋 (学生枠)

問合せ先(申請書の提出先)

鹿児島地域	鹿児島地域振興局 林務水産課 林務係
鹿児島市・日置市 いちき串木野市 三島村・十島村	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56 TEL099-805-7361
南薩地域	南薩地域振興局 林務水産課 林務係
枕崎市・指宿市 南さつま市・南九州市	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13 TEL0993-52-1335
北薩地域	北薩地域振興局 林務水産課 林務係
阿久根市・出水市 薩摩川内市・さつま町 長島町	〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22 TEL0996-25-5509
始良・伊佐地域	始良・伊佐地域振興局 林務水産課 林務水産係
霧島市・伊佐市 始良市・湧水町	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12 TEL0995-63-8159
大隅地域	大隅地域振興局 林務水産課 林務第二係
鹿屋市・垂水市・曾於市 志布志市・大崎町 東串良町・錦江町 南大隅町・肝付町	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6 TEL0994-52-2162
熊毛地域	熊毛支庁 林務水産課 林務係
西之表市・中種子町 南種子町	〒891-3192 西之表市西之表7590 TEL0997-22-1133
熊毛地域(屋久島)	熊毛支庁 屋久島事務所 農林普及課 林務係
屋久島町	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650 TEL0997-46-2253
大島地域	大島支庁 林務水産課 林務係
奄美市・大和村・宇検村 瀬戸内町・龍郷町・喜界町 徳之島町・天城町・伊仙町 和泊町・知名町・与論町	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 TEL0997-57-7285



鹿児島県環境林務部かごしま材振興課(木材利用推進係)

TEL 099-286-3366
FAX 099-286-5638

申請様式は県ホームページからダウンロードできます。

※詳しくは [R6年度木とふれあう環境づくり推進事業](#) で検索してください。

R6年度木とふれあう環境づくり推進事業

検索

